

## 感染症に罹患したときの対応(教職員)

学校保健安全法では学校感染症を定めており、本学では教職員が罹患した場合でも、流行を防止するため、再出勤する際には「感染症治癒証明書」で医師の治癒証明を受けることにしています。

下記の学校保健安全法に定める感染症に罹患した場合は、次の手順に従って行動してください。

麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふく）、風疹（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、百日咳、咽頭結膜炎（プール熱）、感染性腸炎、その他

### I. 感染症に罹患したときの対処法

#### 1. 速やかに医療機関を受診してください。

再出勤する場合には、「感染症治癒証明書」が必ず必要となりますので、「II. 感染症に罹患した後に再出勤する場合の諸手続き」に従い証明書を入手してください。

#### 2. 感染症の罹患を直ちに所属長に報告してください。所属長は下記 2 か所の連絡先に報告してください

【連絡先】事務局総務部総務課（内線）8116・8115

但し、病院職員は「病院感染対策マニュアル」に準じて報告してください。

#### 3. 医師の指示に従い、感染の危険性がなくなるまで外出せず自宅療養してください。

### II. 感染症に罹患した後に再出勤する場合の諸手続き

#### 1. 「感染症治癒証明書」の入手方法

1) 「感染症治癒証明書」は本学のホームページから入手できます。ダウンロードできない場合は、歯学部附属病院医科又は事務局総務部総務課に請求してください。

2) 医療機関の受付で「感染症治癒証明書」の必要性を説明し、必要事項の記載を依頼してください。

3) 治癒確認のために医療機関を再受診した際に、「感染症治癒証明書」の記載事項を確認してから受け取って下さい。

4) 再出勤の際には「感染症治癒証明書」を下記に提出してください。

【提出先】事務局総務部総務課

但し、病院職員は「病院感染対策マニュアル」に準じて報告してください。

#### 2. 「感染症治癒証明書」を入手できない場合

診療を受けた医療機関を再受診できない場合

他医療機関で学校感染症と診断され、当院医科外来で感染症治癒証明書の発行を希望する教職員は、再出勤予定日の前日 9時から 10時の間に、医科外来受付まで連絡してください。

【連絡先】 歯学部附属病院医科（内線）2274 又は 医科直通 TEL:024-932-9299

## 感染症罹患届（教職員）

主治医殿

奥羽大学

感染症治癒・登校許可書記入について（ご依頼）

学校感染症（学校保健安全法）に罹患した本学教職員について、患者名、疾病名、感染症治癒証明書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

奥羽大学長 清浦 有祐

所 属：教員（歯・薬） / 職員 患者名 \_\_\_\_\_

記

疾病名（該当する疾病の印欄に○印を記入してください）

疾病名	出席停止期間	疾病名	出席停止期間
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	百日咳	特有の咳 せき が消失するまで又は5日間の適切な抗 菌薬療法が終了するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	感染性腸炎（ ）	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	その他（ ）	

※平成 25 年 3 月 文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」より

## 感染症治癒証明書

奥羽大学殿

上記の教職員は、上記の疾病が治癒したので、登校しても支障がないことを証明します。

初 診 日： 年 月 日

出勤停止期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

就業許可日： 年 月 日

備 考：

記 入 日： 年 月 日

所 在 地：

医療機関名：

医 師 名： \_\_\_\_\_ 印

※この証明書は、奥羽大学学事部（薬学部・歯学部）で保管し、感染対策や学事を目的に使用します。

原則として記載された個人情報、本人の承諾なしに第三者へ開示提供することはありません。

しかし、法令に基づく場合や、本人の身体および生命の危険性がある場合、本人の同意を得ることが困難である場合には、例外的に第三者に開示することがあります。あらかじめご了承下さい。